

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

週報

號日五月六

時局と節米
綿製品の切符制度
學校給食の實際
ベルギーの聯合軍包圍さる
海鷲支那奧地を制壓
英國の戰時體制強化
——本年初頭以來の海軍作戰の成果——
特別 二千六百年史抄 (上)
内閣情報部參與 菊池 寛

第一九〇號 昭和十五年六月五日發
昭和十五年五月十一日第三種郵便物認可
(毎週一回水曜日出行)

五錢

週報

昭和十五年五月十一日第三種郵便物認可
(毎週一回水曜日出行)

内閣印刷局印刷發行

支那事變



報國債券 貯蓄債券

賣出六月十五日 至七月十日
一・四十・五圓
大藏省・日本勸業銀行

(判A5規格定國はさき 大の書本)

個人の利益より 先づ國家の利益

戰時經濟道徳を
に對する構へで
守りませう！

露光量違いにより重複撮影

週報

(六月五日)

一 内閣情報部編輯

時局と節米 農 林 省：二

綿製品の切符制度 商 工 省：七

貯蓄債券と國庫債券 預金部資金局：三

海峽、支那奥地を制壓 海軍省情報部：四

ベルギーの聯合軍、獨逸に包圍さる 陸軍省情報部：五

歐洲戦争と支那事變 外務省情報部：六

英國の戰時體制強化 文 部 省：三

學校給食の實際 文 部 省：三

特別二千六百年史抄(十六) 内閣情報部編輯 菊池 寛：六

五月間

五月廿四日(金)

▽滿洲國皇帝御訪日の御名鑑

「日」に決定 ▼獨逸、白領ガ

ン占領

五月廿五日(土)

▽米内總理大臣のムソリーニ伊

首相宛メッセージ發表 ▼獨

人虐待を改めれば報復手段に

ざる旨獨逸政府閣印に警告

五月廿六日(日)

▽海軍航空部隊本年度第五次

重慶大攻撃 ▼獨逸カレール占

領と發表

五月廿七日(月)

▽第卅五回海軍記念日 ▼米

海軍航空部隊、米機第四次買

上決定 ▼海軍航空部隊昨日に

つゞき重慶猛爆

五月廿八日(火)

▽第一回四相會議開く ▼海軍

航空部隊また重慶爆撃 ▼東郷

神社鎮座祭執行さる ▼白皇帝

突如獨逸に降伏 ▼聯合軍ナルガイ

ク港占領と英發表 ▼白皇帝の

地位を剝奪する旨白政府發表

五月廿九日(水)

▽獨逸イーブル市占領と發表

▼米艦隊歐洲の情勢に備へてリ

スボに待機する旨エヂソン米海

軍長官發表

五月卅日(木)

▽關西行幸御日皇宮内省發表

▼ベル、排日暴動事件に關し

我が方に正式陳謝

五月卅一日(金)

▽官更身分保障制廢止、閣議で

正式決定 ▼興亞院會議、日支

交渉開始に必要な條項に關し協

議し意見一致を見る ▼大本營

海軍部本年の綜合戰果發表、擊

破敵機百卅三 ▼ダンケルク港

撤退聯合軍艦三隻、艦隊艦團

五十餘隻沈没大破と獨逸發表

個人の利益より
先づ國家の利益

戰時經濟道徳を
守りませう！

露光量違いにより重複撮影

週報

(六月五日)

内閣情報部編輯

時局と節米

農

林

省

二

綿製品の切符制度

商

工

省

七

陸軍省と海軍省

預

金

部

三

海軍、支那奥地を制壓

海軍省海軍部第二

ベルギーの聯合軍、獨逸に包圍さる

陸軍省情報部二

歐洲戦争と支那事變

外務省情報部二

英國の戰時體制強化

外務省情報部二

學校給食の實際

文

部

省

三

特別二千六百年史抄(上)

内閣情報部編輯

菊

池

寛

三

週間誌

五月廿四日(金)

▽滿洲國皇帝御訪日の御召艦

「日」に決定

▽獨逸、白領ガ

ン占領

五月廿五日(土)

▽米内總理大臣のムソリーニ伊

首相宛メッセージ發表

▽獨

人虐待を改めねば報復手段に

でる旨獨逸政府閣下に警告

五月廿六日(日)

▽海軍航空部隊本年度第五次

重慶大爆撃

▽獨逸カレール占

領と發表

五月廿七日(月)

▽第卅五回海軍記念日

▽米

戰時體制委員會、米穀第四次買

上決定

▽海軍航空部隊昨日に

つゞき重慶爆撃

五月廿八日(火)

▽第一回四相會議開く

▽海軍

航空部隊また重慶爆撃

▽東郷

神社鎮座祭執行さる

▽白皇

帝

突如獨逸に降伏

▽聯合軍ナルヴィ

ク港占領と英發表

▽白皇

帝の

地位を剝奪する旨白政府發表

五月廿九日(水)

▽獨逸イートブル市占領と發表

▽米艦隊歐洲の情勢に備へてリ

スポンに待機の旨エデソン米海

軍長官發表

五月卅日(木)

▽關西行幸御日程宮内省發表

▽ベル、排日暴動事件に關し

我が方に正式陳謝

五月卅一日(金)

▽官吏身分保障制撤廢、閣議で

正式決定

▽興亞院會議、日支

交渉開始に必要な條項に關し協

議し意見一致を見る

▽大本營

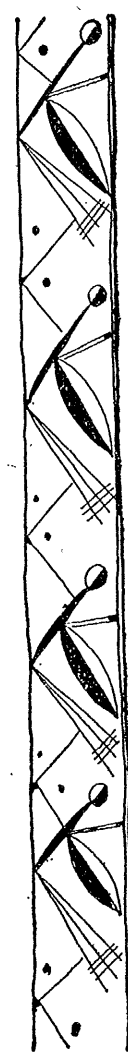
海軍部本年の綜合戰果發表、撃

破敵機百卅三

▽ダンケルク港

撤退聯合軍艦三隻、輸送船團

五十餘隻撃沈大破と獨逸發表



時局と節米

農 林 省

食糧の重要性

紀元二千六百年を迎へたわが國は、全國民いよく協力一致、一團となつて東亞の新秩序完成を目的として邁進しなければならぬ。支那新中央政府の樹立は、事變處理上一つの大きな時期を畫したものであるが、未だ大陸の各地に大規模な戰鬭行動を必要とし、戰座のおさまつた地域でも、戦後の建設に多くの物資を要するから、聖戰目的達成のためには、今後わが國は幾年も現在の戰時状態を繼續する覺悟と用意を必要とするであらう。

戰爭繼續上絶對的に必要なのは、いふまでもなく國民精神の緊張であるが、物的には先づ兵器と食糧とである。第一線において敵の戰鬭行為を撃滅し、抵抗力を粉碎するためには、兵器の充實が最も緊要であると同時に、國家總力戰の根源を養ふ食糧の充實確保は、戦ひを最後勝利へと導く必須要件である。

前の世界大戰において、戰鬭行為に優勢を保ちながら、遂に食糧の不足によつて敗れ去つたドイツの悲惨な實例は、餘りにも有名な事實である。今次の歐洲戰爭に際してドイツは食糧の供給を確保するため、あらかじめ外交的に、また國內的にいろいろの手段を講じてゐる。また

節米の必要性

他の諸國も、戰時食糧の確保のためには相當徹底した國內消費の節約を行つて、長期戰に對する準備に大意の有様である。

過去三年に亘り、わが國はしまつて以來未曾有の兵力を大陸の各地に動員しながらも、銃後國民生活にいさゝかの不安もなく、偉大な戰果を収めることができたのは、わが國體の精華と忠勇比類ない皇軍精銳の實力によることは勿論であるが、一面においては、わが國の主要食糧である米穀の需給に、いさゝかも不安がなかつたことによるといはねばならない。食糧問題の重要性はこれによつても自ら明らかであらう。

昭和十五米穀年度においては、昨秋における朝鮮米が例年に比して一千萬石も減收したことによつて、供給が窮乏になつてゐるといふ事實はある。しかし我々はこれを切り抜けねばならない。そしてそれは國民一致の努力があればさほど難かしいことではないのである。

こゝで、昭和十五米穀年度における米穀の需給關係と政府の之に對する方策がどうなつてゐるかを述べてみよう。

内地においては、米穀の供給は、前年度からの持越高が四百餘萬石、生産高は西日本方面の相當廣範圍の旱害にもかゝらず約六千九百萬石を示し、稀に見る豐作であつた。しかし一方において、前記のやうに朝鮮米の大減收を來したことから自然本年度の米穀需給は相當窮乏を豫想されるに至つた。

そこで政府は、昨年十一月閣議において、今後必要な數量の外國米を輸入する方針を決定し着々實行中であつて、現に京濱、京阪神、關門その他相當廣い消費地帯にこれを配給してゐる。その他本年生産の早場米の増産等についても必要な措置を講じてゐるのであつて、本年度の米穀の供給の確保については極力積極の方策を講じてゐる。

そこで他方、如何にして需要を抑制するかが重要な問題となる。本年度の内地米穀の需要については、世間に

は著るしい増加を唱へる向もあるやうであるが、誤解を招くやうな極端な言説は慎しまねばならないのであつて、前年の豊作、國民の經濟的活動の膨脹、その他の消費増加を來し易い事情の存することは考慮されねばならぬが、これを數量的に推定することは非常に困難な問題であらう。

今年度の米穀の需給状態は、前述の通り、主として朝鮮の米會育の旱害のために、全體的に需給が窮乏になつたと同時に、いはゆる米の流れ方の上においても例年より著しい變調を來してをり、大都市その他の消費地帯に對しては政府の配給する内外地米で大部分を賄つてゐる状況である。政府は國內の米穀配給を圓滑にし且つ來るべき端境期に前年以上の持越米を残す計畫の下に、法律の改正、政府所有米の増強、麥その他の雜穀の買上等、必要と認めるあらゆる手段を講じ、戰時食糧の確保に萬全を期してゐるのであつて、最近の地方長官會議においても米穀の問題については眞剣な討議が行はれ、政府から對策を説明したことは新聞紙上にも詳しく傳へ

られた通りである。

節米對策

米穀の消費節約は、米穀對策の重要な一翼を爲すものであり、これについては前年以來行ひ來つた國家總動員法に基づく米穀消費歩合の制限（いはゆる七分搦）、酒造制限（制限歩合は相當強度で、全國的に勵行されてゐる）の外、混食、代用食の奨励、その他の節米方策を更に徹底すべきだといふことは今や強力な輿論となつてゐる。これについては昨年以來國民精神總動員中央聯盟を中心として一割節米の運動が行はれてゐることは周知の事實であつて、府縣により市町村により或ひは團體によつて、一割以上二割又は三割等の節米方針を定め、眞剣な努力を續けてゐる向も決して少くない。また、家庭により或ひは個人によつては國策に協力する精神に基づいて實に敬服すべき節米を實行してゐる實例も數多くある。

しかしながら、我々國民全體を通じて考へるときは果して如何であらうか。大體すれば、消費都市の一部及び

不足縣方面においては、程度の差違はあつても、概して消費節約の傾向は數字的にもうかゞはれるが、生産地帯の中には消費節約の跡が現はれてをらず、往々消費増加の傾向をさへ看取される所もある。もとより、これにはいろいろの事情があると思はれるけれども、現在は國民全體が一丸となつて聖戰遂行のためあらゆる困難を克服し、國全體の食糧を極力充實することが要求されてゐる。

我々は自分達の肉親や知人の多數が、第一線に日夜敵彈を浴び、或ひは糧秣の後送も間に合はぬ電撃戰闘をくりかへす勞苦を偲び、銃後の護りを固める者の重要な義務の一つとして必ず一割以上の節米を勵行しなければならぬのである。

去る五月十日國民精神總動員本部理事會で決定した戰時食糧報國運動方策は、改組精勵の強力な運動として急速に全國民に徹底されなければならない。又そのためには必要な各種の手段が講ぜられるであらうが、要は各人、各家庭、各團體の、即ち全國民の眞剣な實踐の如何にあるのである。例へば、混食、代用食の勵行にしても、七分搦

の常用にしても、完全咀嚼の勵行にしても、出來ぬといふ人には出來ぬかも知れない。が、やうとする熱意のある人には出來る。もとより戰時下においては、雜穀、肉類、野菜類その他すべて食糧、飼料等の需給が窮乏になり、或ひは値上りを來すことは、ある程度やむを得ないのであつて、現にわが國においてもその傾向は相當顯著に現はれてゐる。パン食をやらうにもパンが無い、麥飯を奨励してみたら麥が買へぬ、それで節米は無理ではないか、等々の言葉をしばしば聞く。これは一應御尤もである。しかし、更に考へてみると、今まで我々の多くは知らず知らずの間に兎もすれば、過食の傾向に陥つてゐた嫌ひがなかつたであらうか。また食事の時、十分な程度まで咀嚼してきたであらうか。

また一方混食、代用食の原料を自家生産により、又は自家生産でなくとも容易に得られる人々が、米を食ひ延すつもりで、今後これを勵行するとしたら、その可能性は随分大きいに相違ない。これは雜穀、芋類、野菜等の生産消費の大體の傾向から考へても、容易に推察のつく事

柄である。麥類にしても、現在はいはゆる端境明であつて、新麥期以降に於ては事情は著るしく變化するであらう。更に又我々日本國民の食糧が心理的に營養的に著るしく米に偏してゐることは大いに考究を要する問題であつて、國民食糧の問題は、米麥のほか、甘藷、馬鈴薯その他の野菜類、果物、魚類、肉、卵、海藻類、豆類等を綜合して考へねばならない。

我々國民のうち、かなり多數の割合の人々は、獸立の多少の工夫によつて米食を相當大量に節約し、營養的にはかへつて良い食事を攝ることができし、しかも經濟上も別段の費用を要しないであらうといふことは、營養食、共同炊事の研究や幾多の實例が證據立てゝゐる。これらの事實は節米運動が一時的のものでなく、我が國の食糧問題の將來及び國民保健の見地から重大な意味を包蔵してゐることを示すものである。

むすび

時艱克服の精神に基づき、食糧を充實して聖戰の遂行

に後顧の憂ひなからしめるため、全國民協力一致眞剣な節米を勵行することは、今や我々國民の重大な義務となつた。國民食糧確保のため、政府は昨年来外米の輸入を行つてゐるが、外米を輸入するには我々は貴重な金貨を第三國に支拂はねばならぬのである。もし我々國民の努力によつて節米の實を擧げることができれば、それだけ外國に支拂ふ金貨が少く済むといふことになる。如何に飼料が大切であつても、この際少しでも米を家畜の餌にするやうなことはやつていたゞきたくない。幾百億の國帑と幾萬の尊き英靈の勳功により、今や東亞に新らしき秩序が作り出されようとしてゐるとき、若草の芽生を摘みとるやうな要因を、食糧問題、わけでも米穀問題から發生させるやうなことが斷じてあつてはならない。今日の節米がやがて明日の食糧確保となり、延いては國力の充實となることを思ひ、米一粒は血の一滴、肉の一片、彈丸の一發といふ考へで、全國民が米の節約に協力されんことを切望する。

綿製品の切符制度

商 工 省

特種綿製品の範圍

纖維製品は、古來生活必需品の筆頭を承はつてゐるが、わけでも、綿製品は、その數量の多い點において、またその用途の廣汎な點において、一頭地を抜いてゐることは御存じの通りである。

このやうに重要な物資であるが、遺憾なことには、原料の棉花が殆んど輸入に依存してゐるために、支那

事變遂行の必要上設けられた物資動員計畫では、國內用の綿製品といふものは、一應わが國から消失してしまつた、といつても差支へない程度に壓縮されてしまつた。その穴埋めとして、スフ製品を以て代用することとなつたのである。

しかしながらスフ製品には、本質的に、水に弱いつか激しい使用に堪へないといふ弱點があるので、用途によつては、綿製品を以てせねば

ならない向きのものもあるのである。従つて少量ながら、國內用綿製品も、從來生産されてゐるのである。その一番大きい用途は、軍需品は別として、いはゆる生産資材と稱するものである。工業用濾布とか、自動車タイヤコードとか、漁網とかいつた類の製品がこれである。

これ等は衣料品ではないが、衣料品の中でも、生産資材に準すべき品物がある。軍手、ちか足袋や、労働作業衣などはこの類である。これらの製品は、いはゆる特種綿製品として或る程度生産されてゐるが、一般國民の生活に缺くことのできない晒や、金巾といった類の製品は、先づ完全に姿を消してしまつた。

しかし國民一般の消費に充てる綿製品が、全然生産されてゐないわけではない。これ等の製品にも亦二種がある。

その一つは、紡績工程に生ずる落棉と、ステープル・ファイバーでできた、⑩十番と稱する混紡糸を原料とする製品である。いふまでもなく内地用の綿製品の製造は僅少に制限されてゐるが、元來綿業はわが國輸出産業の大宗であるから、今日でも紡績業全體としては相當の操業が行はれてゐるのであつて、その紡績工程において生ずる落棉の量も相當數量に上るのである。その短い纖維の落棉を、長い纖維のスフでつないで紡績した糸が⑩十番であつて、スフの弱點を相當に補ふことができる。

十番手といふ太い糸であるから、用途には自ら制限があつて、今日では、ネル、軍手、軍足、メリヤス、靴下（本品は今日では底の部分だけに使用されてゐる）といったものが、製造されてゐる。これ等は正確な意味で綿製品とはいへないが、特免綿製品として取扱はれてゐる。

第二のものは、製品の用途上スフでは代用しにくい種類のものに、製造が認められてゐるものがある。ガーゼ、手拭、紺木綿等がこれであつて、その數量は特に僅かである。

このやうに今日まで日常の衣料關係を充足すべき綿製品の供給は、極端に壓縮されてゐるから、この際特免の範圍を擴げて、眞にスフで

は代用できないものには、最低限度でよいから、棉花を使用させよとの議論があるのである。その趣旨は、漸次物資動員計畫中にも、採り入れられてくることであらうが、とりあへずの問題としては、すでに製造されつゝある特免綿製品だけでも、國民に公平に公定價格で供給したいといふ考へから、今回これ等の特免綿製品の中から、配給機構が整備されたものについて、切符制度を採用することとなつた。

切符制度になる品物

まづ切符制度を適用する品物は何かといふと、前述の紺木綿、ネル、手拭の三種の外に、嬰兒の肌着用として晒金巾を加へた。

晒金巾は、輸出検査に不合格となつたものであつて、一年間に生れる嬰兒に各六碼（三六吋巾のもの）を配給し得る數量の確保ができたのである。元來不合格品であるから、厚薄各種のものがあつて、各人に一樣のものが行かないこととなるのであるが、これは豫じめ承認しておいていたゞきたい。ネルもこの晒金巾と同量の生産があるので、二者を合せて嬰兒用品として配給することとしたのである。

手拭の數量は今日の生産の現状では、一年間に國民一人當り一本を供給するに足りないのであるが、これは何とかして、なるべく早く増量ができるやうにしたいと考へてゐる。

切符制度のやり方

以上の綿製品は、それらの配給経路を通じて最後に道府縣の織物雜貨小賣商業組合聯合會か、百貨店組

合の道府縣支部に届けられるのである。そこでこの商聯又は百貨店組合は、毎月届けられた商品について、それ／＼配給計畫を立てて、切符を發行するのである。

その切符は、地方長官の査閲を受けて更に市町村長に配付される。市町村長はそれ等の切符を品種によつて便宜な經由機關を通じて消費者に交付する段取になつてゐる。その經由機關といふのは、嬰兒用品については、市町村役場の戸籍係であり、紺木綿は小學校の先生であり、手拭は町會、部落會を通じて隣組單位に交付することに豫定してゐる。隣組の内部のことは、豫じめ順番を抽籤などで極めておいて、手拭の配給があつた度に右の順位

で、上位の者から順々に受取る
こととしたら如何なものであらう
か。

配給綿製品の切符はどんな形式の
ものか、左に掲げてみよう。

配給綿製品購入票	
一、品名	綿製品
二、数量	〇〇〇〇
三、購入者	〇〇〇〇
四、有効期間	〇〇月〇〇日
五、交付責任者	〇〇〇〇
六、交付責任者	〇〇〇〇

（日本標準規格A列七段 七四〇五五）

この切符——即ち購入票は、先づ
現品と照合して發行することとなつ
てゐる。絶対に空切符を出さないため
である。毎月配給するのが原則であ
るが、嬰兒用品は豫定が立ちにくい、

性質のものであるから、商品の到着
の都度、購入票を複製して市町村長
に保管してもらふと共に、現品は必
ず商業組合の共同配給所に保管して
おく必要がある。手拭は数量が少い
間は隔月に購入票を發行して
も差支へないと思へる。少量
のもので、毎月町會の手を
煩はす必要もないからであ
る。いづれにせよ、現品が販
賣所の手に入つてから、購入
票を消費者に交付することと
したい。

次の購入票の有効期間は、交付
の月とその翌月の二ヶ月である。
不要の人は、無理に買ふやうなこと
をせず、購入票を經由機關に返却し
てもらひたい。ドイツの衣料カード
制の實施に當つては、たゞ單に切符
を提示しただけでは物は買へない。
即ち官廳に出頭して、眞にその必要
ありと決定されて始めて購入の許
可を受ける段取りとなつてゐるさう
で、あやしいと考へられる場合は、
家宅搜索を行つて、果して必要な
や否やを實證するといふことである。
わが國の今回の配給は、それまでの
ことをやる考へはないが、國民とし
ては、既に持つてゐる品物や、我慢
のできる品物は、たとへ切符をもら
つても、買控へをするやうに勵行し
ていたゞきたい。

又この購入票には、經由機關の裏
書捺印が必要である。それを缺いて
ゐるものは、一應効力のない切符で
あると御承知を願ひたい。

切符制の實施期日

以上が特免綿製品の切符制度の大
要であるが、その實行の指導監督
は、地方長官に委せられてあるか
ら、道府縣によつてこの原則に對し
て多少の變更を加へられるところが
あるかも知れない。が、いづれ詳細
は、それらの經由機關から消費者
に知らせることであらう。

第一回の實行の期日も、六月一日
以降と定めたが、右と同じく、準備
のでき方の早いおそいによつて、道
府縣間に、實施の時期が異なること
なるであらう。現品は五月中に道府
縣の商會や、百貨店組合に到達さ
せる筈であつたが、品物によつては、
多少の加工を施す要があるので、こ

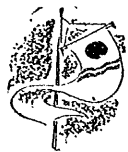
れも多少の遅延を免れない情況であ
る。實施時期によつて、損得の生ず
るのは、嬰兒用品であるが、これは
たとへ、實施の時期は後れても、六
月一日以降に生れた幼児に對して
は、適つて供給することとした
い。

これ等の實施方法については、世
上にいろいろの意見もあるやうだ
が、ともかく一應本制度を軌道に乗
せてから、だん／＼改善を加へて行
くこととしたい。

何分にも繊維界として最初の試み
でもあるから、廣く一般の協力を得
て、何とか所期の目的を達したい。元
來本制度は各方面の人々の機能的な
サーヴィスを前提條件として、組立
てられてゐるのである。町會の世話

人の方々、戸籍係の職員、學校の先
生、いづれもお仕事の時を割
愛して、奉仕していただく仕組にな
つてゐるのであるから、特にこれ等
の方々に対して、當局としても、御
協力を期待してゐるのである。

また一般消費者各位に對しては、
これ等の綿製品の生産限度をこれ
はつきり、おしらせしたわけである
から、その消費節約の目標が一應見
當をつけられるものと考へる。他の
繊維製品についても、漸次供給の限
界について、おしらせし得る仕組に
したいと考へるから、これを消費節
約の限度として、日常の繊維品に關
する生活設計を立てていただくとい
と思ふ。



貯蓄債券と報國債券

預金部資金局

貯蓄債券と報國債券の持つ使命や性質等については、既に一般の方々も充分熟知されてゐると思ふ。殊に報國債券に至つては、過般の第七十五回帝國議會において臨時資金調整法中改正法律案として、その發行方が審議されてゐる頃から、非常な評判となり、種々の臆測、批判が行はれ、その發行の日を待たれたものである。新聞紙上においては、遑早く、「一萬圓の夢」として宣傳され、遠く米國在留の同胞からも買入希望が舞込んでくるといふ有様であり、過日第一回報國債券が賣出されるや、二十五萬圓の債券は賣出期日の終了を待たず、文字通り賣出即日に全部買取り盡される盛況であつた。

も當初發行の豫定額に達せずして、賣残りを生じたが、今回の分については殆んどその例を見ないのは、全く現下國民の時局に對する認識の深さを示すものと云へよう。

今回第二回報國債券三千五百萬圓（額面三千五百萬圓）と第十七回貯蓄債券四千萬圓（額面六千萬圓）を六月十五日から七月十日まで賣出すこととしたが、貯蓄債券は上半期の賞與支給期を目ざしてゐるのであつて、國民貯蓄獎勵の全國的實踐運動として施行する、いはゆる賞與國債支給運動に、その目標として國債と共に掲げられてゐるのである。また報國債券は、貯蓄債券では吸收し切れない餘剩購買力、殊に急激に所得の増加した、いはゆる中小殷實階級方面から直接その遊資を吸收することを目標としてゐる。

と同様であり、一枚の券面金額は十圓と五圓の二種、賣出價格は券面金額通りである。償還期限は昭和二十五年九月一日であり、抽籤は本年八月に第一回抽籤を行ひ、以後毎年一回（八月）で、結局償還までには十一回の抽籤が行はれ、左表のやうな割増金が附せられるが、本債券においては貯蓄債券のやうに中途償還がないのである。

第二回報國債券割増金表

等 級	種 類	券 面 金 額	抽 籤 回 数										
			第一回	第二回	第三回	第四回	第五回	第六回	第七回	第八回	第九回	第十回	第十一回
一 等	十萬圓券	一萬圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓
	五萬圓券	五千圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓
二 等	十萬圓券	六千圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓
	五萬圓券	五千圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓
三 等	十萬圓券	四千圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓
	五萬圓券	三千圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓
計	十萬圓券	八千圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓
	五萬圓券	八千圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓
	十萬圓券	八千圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓
	五萬圓券	八千圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓
	十萬圓券	八千圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓
	五萬圓券	八千圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓
	十萬圓券	八千圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓
	五萬圓券	八千圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓	十圓

れるが、割増金限度を賣出價格の二百倍としたので、割増金は一等が十圓券に在りては二千圓、五圓券に在りては千圓となつてをり、これと同時に又三通までの組賣を開始したので、例へば同一番號のものを三枚所有し、それが一等に當籤すれば、十圓券の三枚組ならば六千圓、五圓券の三枚組ならば三千圓となるわけである。次に償還期限は昭和三十五年五月となつてゐるが、その間に於いて期限前償還がある。

最後に兩債券の無料保管制度について言へば、從來郵便局においては貯蓄債券及び小額國債を、また日本勸業銀行においては貯蓄債券を低廉な料金で保管してゐたが、近時この種債券の發行數量が漸次増加してきたので、債券購入者の便宜をはかるために、報國債券の發行を機として、これ等債券の無料保管を實施する必要を認め、近く實現の運びとなる豫定であるから、利用されることを奨めする。

海鷲支那奥地を制壓

—重慶連續猛爆にデマ宣傳の本據殲滅—

海軍省海軍軍事普及部

我が海軍航空部隊は重慶政府航空基地の潰滅を期し、四月二十二日本年度最初の奥地大空襲を行ひ、以來數次に亙り、重慶、成都周邊、その他四川省内の各基地並びに昆明、貴陽など雲南省方面の基地を空襲し、天候の回復を待つて漸く轟動せんとする敵空軍を完膚なきまでに叩き、再起不能の狀態に立ち至らしめ、更に各地の軍事施設補給運輸機關及び敵兵力に對し攻撃を加へ、今や四川を初め支那奥地の空は全く我が空軍の制壓下にある。

四月中の四川爆撃行

即ち我が海軍航空部隊は四月二十二日夜半、月明を利用し本年度最初の奥地大空襲—重慶周邊の航空基地爆撃行を決行した。島田編隊長指揮の大編隊は重慶西方百十

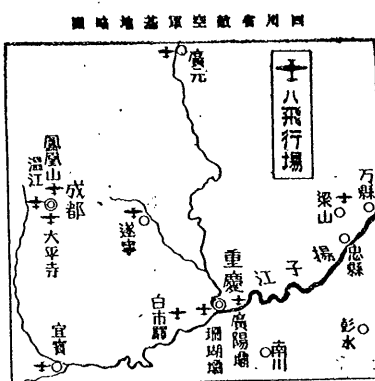
キロの敵航空基地重慶飛行場に集中大爆撃を敢行、池田隊、奥山隊、中村隊は相ついで同飛行場を徹底的に爆撃、多大の戦果を擧げて二十三日未明全機無事基地に歸還した。

四川爆撃行は更に同月三十日にも決行された。即ち島田編隊長總指揮の海軍航空部隊は、弦月下を三十日未明その基地を出發、三隊に分れて夜間飛行を行ひ、奥山隊は午前五時四十分曉闇を伺いて廣陽壩飛行場に巨彈の雨を浴せ、二ヶ所に火災を起さしめ、更に池田隊は敵の高角砲機關銃の抵抗を排除、白市驛飛行場を爆撃、大型機の上を爆破したことは確實である。續いて午前七時二十五分中村隊は黎明下の梁山飛行場を空襲、待機中の敵機と

果敢な空中戦を演じ、敵戦闘機一機を撃墜し、計四機を撃退して全機無事基地に歸還した。

南支方面の爆撃状況

一方南支方面に於ける海軍航空部隊は、四日以降數次に亙り貴陽方面の偵察並びに爆撃を敢行してゐた四川爆



撃に呼應、翌五月一日には再びその鋭鋒を貴陽に向け、高橋精銳部隊は長驅貴陽にその鵬翼を延ばし、市街南西部三ヶ所に分駐密集せる約百五十輛のトラック群に全弾を集中、大火災を起さしめ、更に附近の火薬庫を炎上せしめ、同方面の軍需品輸送路を完全に遮断して、全機無事その基地に歸還した。越えて五月九日には、我が航空部隊の精銳は久方振り

に南支方面を訪れた。日本晴れに乗じて長驅敵空軍再建の搖籃地昆明飛行場を猛爆した。即ち山本部隊長の指揮する強襲部隊は、敵戦闘機及び高角砲の嚴重なる警戒を突破して、昆明飛行場並びに航空施設を猛襲、地上に待機中の敵大型機諸共これを粉砕炎上せしめ、敵空軍再建の迷夢を一舉にして潰滅せしめたのであつた。

更に十四日には昆明と貴陽とを結ぶ滇黔公路に猛烈な爆撃を敢行した。同公路は佛印、ビルマ方面より貴陽重慶方面に軍需資材を輸送する重要な援將ルートであつて、今回の空襲によつて同ルートに最初の鐵槌が下されたのであつた。

四川の連續猛爆開始さる

一時その鋭鋒を収めてゐた海軍航空部隊の四川爆撃は五月十八日夜半より連日に亙り再度決行された。即ち小谷編隊長總指揮の大編隊は、十八日夜突如行動を起し成都大爆撃に向ひ、第一陣中村隊は同日午後十時四十分溫江飛行場を爆撃、場内の敵機四機を炎上せしめ、轉じて太平寺飛行場の滑走路を中心に全弾を集中、これを爆破

した後、折から上昇した敵イ一十五型、同十六型六機と三十分ほど互に果敢な空中戦を演じこれを撃退すれば、後続第二陣池田隊は敵戦闘機の反撃を一蹴し、引続き太平寺飛行場に巨弾を集中、同附属建物一ヶ所を炎上せしめた。續く第三陣奥山隊は、次第に天候險悪化し雨さへ降る中を強引に重慶西北方の遼寧飛行場を急襲、場内及び附属建物を爆撃して全編隊は多大の戦果を収めて基地に歸還した。

十九日夜には前夜に引続き成都第二回攻撃並びに宜賓爆撃が決定された。晨昏、金子兩編隊は月明を掩ふ斷雲を分けつゝ、重慶西方八十哩揚子江沿ひの要衝宜賓飛行場を急襲、午後九時五十分、同十時五十分と二回に互に巨弾を集中、地上の敵機二機を炎上せしめた上、ガソリン貯蔵庫にも火災を起さしめた。更に成都爆撃に向つた足立、瀨戸兩編隊は同夜十時二十五分鳳凰山飛行場を爆撃、敵地上機二機を炎上せしめた後、十一時十五分温江飛行場に、翌二十日午前零時十五分には太平寺飛行場に、それゝその巨姿を現はし地上よりする高角砲、探

照燈の交叉する中を敵機と果敢な空中戦を演じ敵機を撃退して基地に歸還した。これとは別に重慶東北方梁山飛行場爆撃に向つた小谷編隊長指揮の編隊は、十九日午後十一時五十分から翌二十日午前零時三十分互に同飛行場を爆撃、敵機五機を破壊して全機基地に歸還した。

前夜来の梁山飛行場空襲に引続き二十日再度の梁山鞏固攻撃を決定した。即ち同日午前八時三十五分栗野原編隊長指揮の大編隊は同飛行場を急襲、待機する敵機七機と三十分間に互に激烈な空中戦を演じ、一機を撃墜してこれを撃退、同飛行場並びに飛行機掩護物を使用に堪へぬまでに粉碎、見事目的を達して歸還した。更に同夜十時三十五分には重慶郊外廣陽壩飛行場を急襲、我に挑戦し來れる敵戦闘機二機と交戦、これを撃退後同飛行場を完膚なきまでに爆撃した。

二十日夜の重慶郊外廣陽壩飛行場爆撃に次いで、二十一日にも三原編隊長指揮の下に、三度び梁山飛行場空襲に向つたが敵影なく、同飛行場を爆撃後歸還、明けて二

十二日基地に待機する三原、小原二大精銳群は同日正午再び重慶大空襲に向ひ重慶白市驛飛行場を強襲、敵に退避防禦の間隙さへ與へず同飛行場の滑走路を中心に敵戦闘機十二機を確實に爆撃、且つ逃走し去らんとする敵戦闘機三機を捕捉撃墜して近來の好戦果を収め、數少き敵戦闘機隊に潰滅的打撃を與へた。

痛烈極まる第五次重慶大爆撃

更に二十六日には本年度第五次の重慶大爆撃を行つた。極端編隊長指揮の小谷、三原、佐多の各編隊は同日午後三時半堂々重慶上空を壓し、小谷隊は午後三時四十五分白市驛飛行場を急襲、飛行場及び附近倉庫に全弾命中、場内數ヶ所に大火災を起さしめ六機を確實に爆撃し、佐多部隊は同三時五十分斷雲を衝いて小龍坎の軍事施設を猛襲、敵機十五機と空中戦を演じこれを撃退、地上砲火を冒し爆撃を敢行各所に火災を起さしめたが、同日の空爆は本年數次に互る爆撃中最も苛烈を極めたものであり、重慶政府の軍事、政治機關を全く再起不能に陥ら

しめ、早くも政府機關の移轉開始説さへ傳へられるに至つた。

即ち同日の空襲においては、重慶政府が中學校と迷彩呼稱する士官學校並びに復旦大學を大破、彈藥庫、被服庫を全壊、機銃、トラック等を製造する二鐵工場を粉碎した外、最も重慶政府をして痛痒を感じさせたのは、中央電信電話局の全壊、放送局の大破、三抗日新聞印刷工場の潰滅等である。中央電信電話局の全壊によつて援蔣第三國との通信は絶たれ、重慶政府が百萬ドルの巨費を投じて援蔣第三國泣訴の繼とした同局は失はれたのである。また放送局の爆撃が如何に痛烈を極めたかは二十七日以降同局の放送が感受されぬことによつても實證されるのであつて、二週間前より地下に移された各新聞印刷工場もその效なく潰滅の憂目を見て、重慶政府デマ宣傳の本據はかくも完膚なきまでに粉碎されたのである。重慶政府はこの大爆撃により極度に狼狽し、被害眞相の暴露を恐れ通信機關を嚴重に行ひ、また第三國側も

その報道を差控へられてゐるのは突止の至りである。

更に翌二十七日には海軍記念日を迎へて第六次重慶周
邊西方の北碚新村、磁器口、浮圖關を猛襲、兵工廠、紡
績工場等重要軍事施設を粉砕、二十八日には重慶市内中
央部の政府中央機關、要人住宅等を第三國の機益を巧み
に避けて爆撃、粉砕した後、廣陽廟飛行場を攻撃、この
日空中戦にて敵機二機を撃墜した。翌二十九日には再度
重慶市内中央機關及び磁器口、浮圖關の軍事施設を急
襲、空中戦において敵機一機を撃墜し、更に三十日には
廣陽廟飛行場を猛襲し、地上に待機せる大型機一、戦闘
機二計三機を爆撃炎上させた外、燃料倉庫に大火災を起
させた。

かくて去る四月二十二日、本年度最初の奥地大空襲を
開始して重慶周邊の飛行基地を爆撃して以來、その間重
慶周邊を初め貴陽、昆明、滇黔公路と縱横に活躍し、
五月十八日より重慶成都周邊の連日に互る徹底爆撃に
よつて四川を始め支那奥地の空は、全く我が海軍航空部
隊の制壓下にあるに至つた。

聖戰第四年初頭以來の海軍作戰の經過並びに 成果の概要(大本營海軍部五月三十一日發表)

帝國海軍在支作戰部隊は昨年に引續き全支に互り幾多の作戰を
敢行、その間陸軍部隊と緊密なる連絡を保ち將兵の士氣いよ
よ振ひ、聖戰目的達成のため勇戦奮闘大にその戰果を収めたり。
海上封鎖部隊は事變以來連絡不斷、寒暑風濤を關ひつゝ廣大
なる支那海の主要海域を監視して支那船舶の交通遮断に従事
し、敵ジャンクによる貿易その他の船舶に依る密輸を封じ、か
つ封鎖港の閉塞を強化して敵の物資補給を断絶すると共に、
わが占領地帯、島嶼附近に蠢動する殘敵、匪賊を掃蕩せり。

北支部隊は二月下旬以來一回に互りその艦艇、陸戰隊、航空
隊を擧げて陸軍部隊の魯東作戰(山東半島の全面的掃蕩戰)に協
力奮戦し、豫てより良民を苦しめ治安を擾亂しつゝありし殘敵
土匪を一掃して、徹底的肅正の實を擧げたり。

揚子江部隊は江口より岳州に至る幾々七百餘里に亘る本流を
始めとし、大小幾多の支流、湖上を制し、或ひは江岸に匪々來襲す
る殘敵を撃退すると共に、隨所に陸戰隊を揚陸して敵匪の根據
を衝き、或ひは航行船舶を狙ふ敵移動砲兵の據點を撃破し、その
他滅水期に於ける航路上敵浮流機雷の反復掃蕩、敵機雷戰隊源

地の搜索、潰滅等、多種多様の任務に従事して具さに辛戦を嘗め、
眞に血と汗を以て長江の兵站線を確保せるのみならず、更に陸
軍部隊に直接協力して水路の強行偵察、啓開及び掃蕩、敵前揚陸
等に任じ、又陸上戰闘を擁護支援して甚大なる寄與をなせり。

珠江部隊もまた水路掃蕩せる同流域に於て、揚子江に於ける
と同様に水路の掃蕩保全、殘敵匪賊の掃蕩、陸軍部隊との協同
作戰等諸般の任務に従事して多大の戰果を収めたり。

この間海軍航空部隊は全支上空の制空權を確保して、縱横無
忌の活躍を續け、陸上部隊、海(江)上部隊の作戰に全幅の協力
を爲せる一方、長驅敵首都重慶、成都の要衝を始めとし、敵の
奥地據點、航空基地に對し、惡天候その他の障害を排除し連
續爆撃を敢行して、敵空軍の再建を不能に陥らしむると同時に、
敵の軍事關係諸施設並びに軍用交通諸機關を爆撃破壊し、敵の
心膽を寒からしめたり。

海南島部隊は三月上旬より陸戰隊を増強し、陸軍部隊の協力
を得て同島の徹底的掃蕩を開始し、四周より島内に向けて一齊
に進撃、炎熱をもとめせず隨所に敵軍を撃破しつゝ忽ち平原
地帯を席巻し、更に山間僻地に突入して敵の主要部落を討伐、
これを我が掌中に収めたり。この間わが艦艇を以てする敵退路

の遮断と航空部隊の潜伏敵兵に對する果敢なる殲滅戰と相俟つ
て、今や同島の掃蕩を一應完了して治安を回復し、島民は皇軍
の武威の下に安居樂業を見るに至れり。

本期間江上艦艇の處分せる機雷並びに海軍航空部隊の撃破せ
る敵飛行機數左の如し。

(一) 處分機雷數

揚子江	二二〇
珠江	八九
計	二九九

(二) 擊破せる敵飛行機數

事變以來の累計	五、〇五八
地上爆破	確實 不確實 計
擊墜	五二 一二 六四
計	一〇八 二五 一三三
事變以來累計	一、五一六 二六〇 一、七七六

なほ夜間攻撃その他撃破を確認し得ざる機雷は相當多數に
上るものと認む。

ベルギーの聯合軍、獨軍に包圍さる

陸軍省情報部

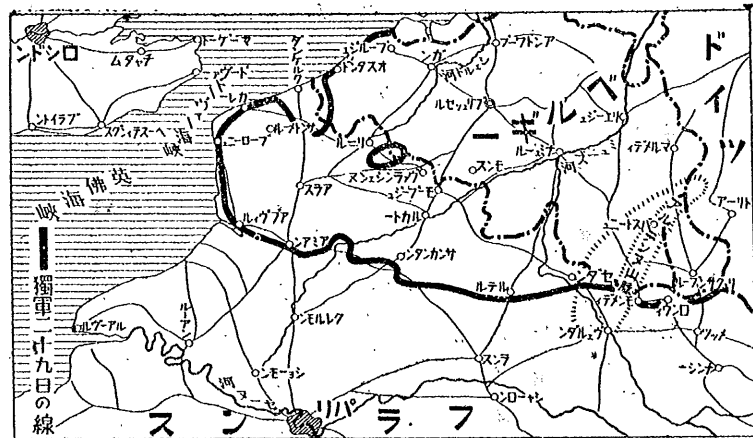
五月十日未明オランダ、ベルギー兩國に進入したドイツ軍は、破竹の勢ひを以て隨所に聯合軍の抵抗を打破しつゝ、果敢なる進撃を續け、僅か四日にしてオランダ全土を席巻し、八日にしてベルギーの要衝アントワープ要塞を攻略した。

またアルデンス地方より進撃したドイツ軍は、ミューズ河を利用する佛白兩軍の果敢なる反撃を制しつゝ、同河を渡河し、セダン方面より前進せる部隊と協力しつゝ、モーブージ、セダン間、概ね百キロの正面に於てマジノ要塞延長部を突破し、引續き強烈なる空軍擁護の下に、戦果をサンカントンよりアミアン方向に擴大し、次いでその鋭鋒を西北に轉じて英佛海峡方向に指向し、五月二十一日その機械化

部隊はソンム河口アブヴィルを占領した。
さゝに於てドイツ軍は完全に聯合軍を南北に遮断することに成功すると共に、ゼーランド地方よりガン、ツールネー、モーブージ要塞、アラスを経てブローニュに互る大包圍圈を完成し、數十萬の聯合軍はドーヴァー海峡を背にして完全に獨軍に包圍され、世界戦史上曾て見ざる一大殲滅戰が展開された。

ベルギー戦線

僅か三日にしてリエージュ要塞の大部を攻略したドイツ軍は、マーストリヒト方面よりアルベール運河を渡河した部隊と共にアントワープ、ルーヴァン地方の英白軍に對



し猛攻撃を開始した。
これに對し十日朝以來急遽ベルギー戦線に送られた英佛軍は、ブリュッセルを中心として白軍と共に防戦大いに努めたが、決河の勢

ひを以て前進する獨軍の前には敵すべくもなく、五月十七日には遂にアントワープ要塞は陥落し白國首都ブリュッセルはその守を失ひ、聯合軍はシュルド河の線に退却を開始した。

爾後アントワープを攻略した獨軍はシュルド河を渡河して西進し、ブリュッセルを経て前進せる部隊はフランス地方に達し、先にマジノ要塞延長部を突破し北佛を席巻せる獨軍とよく連繫し、聯合軍を逐次ドーヴァー海峡に壓迫した。

五月二十一日頃獨軍はヴァランシエンヌ及びアラス附近に於て強大な聯合軍の反撃に遭遇し、激戦を展開したやうであるが、これは聯合軍自滅の前の最後のあがきであつて何等大局を左右すべきものではなかつた。

本作戦間を通じて、ドイツの航空部隊は、オランダ、ダンケルク、カレー、ブローニュ等の諸海港を猛爆し、相當数の英國軍艦、輸送船を撃沈し、以て一は英本土よりの補給を妨害すると共に、一は敵の退路を遮断し、殲滅戰の目的達成に協力してゐる。

北部フランス戦線

アルデンス地方よりミューズ河河谷に進入したドイツ軍は、空陸相呼應せる猛攻撃を以て、五月十五日先づディナン、ナミュール間のミューズ河渡河に成功し、爾後各所に於て同河を渡河し、頑強なる佛軍の抵抗を排除しつゝ、數ヶ師團の装甲部隊を先頭に、しかも優勢にして強力且つ有效なる航空部隊の支援の下に、一舉にマジノ要塞延長部を突破し、十七日怒濤の如き勢ひを以て佛國內に進入し、セダン附近の戦闘に於ては一萬七千の佛軍を捕虜とし、又その快足部隊の先頭は、同日夕早くも北部フランスの要衝サンカントンを占領した。

その快足振りは誠に賞讃に値するものがあるが、これは一に高度に機械化された近代軍備の特性を遺憾なく發揮したものであつて、情報によれば獨軍は、絶對優勢を誇る空軍支援の下に、多數の戦車及び装甲車を先頭に進撃し、聯合軍の抵抗に會へば先づその空軍を以て、或ひは重量爆弾の投下により、或ひは得意の急降下爆撃により、徹底的

に敵を粉碎して敵の戦意を喪失せしめ、その効果を利用して機械化部隊は火力と踏破力と機動力により、敵陣を字義通り壊滅せしめてゐるやうである。

要するに、近代戦に於て最重要な空陸の協同がよく行はれてこの快足ぶりを發揮してゐるのである。

數日來獨軍の新兵器に關して、いろ／＼想像的な記事が澤山出てゐるが、これ等に關しては確たる情報を持たずに夢想的架空的な、いはゆる新兵器論を聞はすよりも、獨軍が刻苦數年間の周到な準備に於て、作戰の要求に應じて着實に整備した優秀兵器を、作戰の目的に應じ合理的組織的に戦場に縦横に驅使し、よつて以て絶對の戦力を構成發揮した點に思ひを致すべきであらう。

かくの如くしてドイツ軍は、サンブル河上流地區より主力を以て一意ドーヴァーを目ざして西進し、他方一部を以て南進を續行し、主としてパリ方面よりする佛軍の反撃に備へてゐる。

而して西進を續行せる部隊はアラス、アミアンと續々北部フランスの要衝を陥落せしめ、二十一日早朝遂にソン

ム河下流アブヴィルを占領し、こゝに英佛白の聯合軍を完全南北に遮斷するの成功した。

と同時にベルギー戦線より北部フランス戦線に互り一大包圍陣は形成せられ、ドーヴァーを背にした聯合軍數十萬の軍隊は、逃げるに道なき袋の中の鼠となつてしまつたのである。アブヴィルを占領した獨軍は進路を再轉、海岸線に沿つて北上、二十六日には聯合軍の退路として最も重要な海港カレーを占領した。

聯合軍はミューズ河の線に於て敗れてより周章狼狽成すところを知らず、佛首相レイノーは悲痛なる議會演説をなしてフランスの危機を訴へ、一方ウェーガン將軍を新たに總司令官に任命して陣容の一新を圖ると共に、被包圍部隊の主力を以てアラス、ヴェランシエンス間の地區に於て大反撃を企圖し、以て獨軍の包圍圈を突破すべく奮戦した。

しかるに二十八日ベルギー國王レオポルド三世は、ドイツ軍猛威の前に無意義な抵抗を中止し、二十八日遂に降伏を決定するに至つた。かくてレオポルド三世はドイツのベルギー軍無條件降伏の要求を受諾し、全軍に對し武器抛棄

を命令した。

ベルギー軍の降伏により、ドイツ包圍圈突破作戰に偉大なる誤算を生じた英佛軍は、包圍圈内にあるものは勿論、外部突破企圖の兩者共に非常に不利な事態に陥つた。

かくて獨軍は二十八日にはベルギー海岸の要港オスタンダムも占領、三方より漸次包圍圈を壓縮して行つたのである。

(寫)(眞)(週)(報)

六月五日號

- ☆表紙 桑摘む女
- ☆日本海大勝のこの佳き日
- ☆戦線早くも炎然百度
- ☆近視はかうして防ぎませう
- ☆杭州にも初夏が訪れた
- ☆大陸建設に協力する日支の學徒
- ☆僕たちの見た海南島 ☆雲山に鎮まる瀾太閣
- ☆讀物ページ △お米の戦時態勢 △南支方面皇軍進行一拓務大臣小澤國昭 △法幣とは何ぞや △文部省推薦読書「民族の榮光」

歐洲戰爭と支那事變

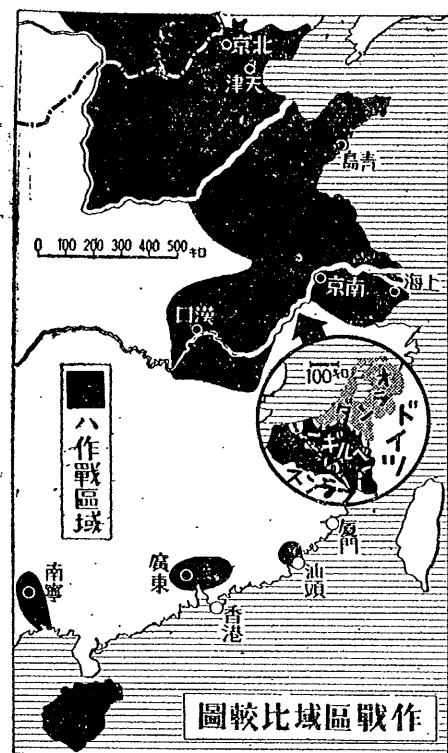
獨軍が近代裝備を誇るエベネール要塞を一日にして陥落させ、難攻不落と信ぜられてゐたマジノ線を易々と突破したところから、「恐るべき新兵器出現」のニュースが新聞紙上にセンセーショナルに報道され、中には神話的なものさへあつた。獨軍の作戦、戦術の巧みさは誠に賞讃すべきものがあるが、要塞線突破の最大の武器は戦車と飛行機であつたやうである。即ち驚くべき多数の飛行機が要塞の頭上に巨弾の雨を降らせて敵の砲火を沈黙させ、間髪を入れず戦車の群が潮の如く殺到して守備兵に全く手も足も出さず、これを制壓したもののやうである。即ち質と數に於て壓倒的に多数の戦車と飛行機を緊密な連繫の下に、作戦目的に使用したことが獨軍の勝因である。

人力を以て抜く能はずとまでいはれたマジノ要塞線を突破したのは、獨軍が先づベルギーを席巻した後マジノ延長部の左翼を衝く、前大戦當時の作戦をとると見せ、

英佛軍をこの方面にひきつけた際に、佛軍がよもやと思つてゐた鬱蒼たる原始林のアルデンヌ山脈の、セダン方面からマジノ線を突破した、いはゆる「備へざるを撃つ」兵法である。古くは、鴨越の坂落しがその例であり、廣東攻略に於てバイアス灣に上陸した皇軍が、敵の防禦してゐる自動車路を避け、鐵嶺の嶺を突破して敵の意表に出たのもその例である。

戦車部隊が敵の薄弱な部分を選んで錐を揉み込むやうに敵中深く突入するのは支那事變で我が軍がしばしば用ひてゐる戦法で、徐州會戰に於ける岩仲戦車隊の臨海線進断などはその例である。戦車隊が敵を迫つて敵中に突入した例は保定會戰に於ける今田戦車隊の京漢線突破など、記憶になほ新しいところであらう。

道路の整備状況、地形、本國との距離など條件の異なる歐洲戦争と支那事變とを比較することは困難ではあるが獨軍が十四日セダンに突入してから二十六日のカレー陥落まで十三日間、平均の進軍速度二十二・三キロであるに對してバイアス灣敵前上陸から廣東陥落までは十日間平



圖較比域區戰作

均速度二十キロであつて、廣東入城の日などは増城―廣東間六十軒の行程を僅か半日で突破したのである。佛白兩國に於ける作戦區域の面積がわが臺灣より少し大きいから、獨軍がこゝに大軍團を集中してゐるのに對して、支那事變に於ける占據區域は實に日本全土の二倍強、滿洲國の廣さに等しく、戦線延長約三千五百キロに達してゐるのである。

歐洲の戦局の進展をスポーツを見るやうな興味を以て眺めるより、我々はこの戦局の進展によつて起る世界情勢の變化、それが東亞に及ぼす影響を慎重に見守らねばならない。歐洲戦に眼を奪はれて足もとの支那事變を忘れてはならない。

ドーヴァー海峡を獨軍に扼されて、カレーからドーヴァーまでの距離は僅かに四十キロ、丁度杭州灣錢塘江口の巾である。傳統の海軍力、制海權を誇る英國といへども、航空機の極度に發達した今日、絶對優勢の空軍力を持つドイツを向ふに廻し、しかもドーヴァー海峡の水深淺く大艦隊の作戦に不適であるとするれば、ドーヴァー海峡を越えての英本土侵入は最早制海權の問題ではなく、大規模の渡河作戦に近いものであるといふことも認識して置く必要がある。



英國の戰時體制強化

外務省情報部

◇漸く戰時内閣組織さる

去る五月十日拂曉、白蘭進撃を開始したドイツ軍は、忽ちオランダ全土を席巻し、マジノ西北延長線を突破してフランスに迫ると共に、その先鋒は早くも英佛海峡に到達し、爲めに英國本土の事態は一〇六六年ノーマン人種に征服されたことあつて以來最大、と稱される危機に直面するに至つた。

これよりさき、英國の朝野においては北歐作戦の失敗を契機として、いよ／＼名實共に舉國一致の内閣を要望する聲が高まり、在野の労働黨及び自由黨から協力を拒否されたチェンバレン非常時内閣は遂に退陣し、チャーチル氏を首班とする戰時内閣が對獨宣戰以來九ヶ月にしていよ／＼成立した。

因みに五月十六日を以て組織を完了した新内閣は、閣内大臣五名、軍部大臣三名、閣外大臣級三十三名、政務次官級十四名、總數五十五名に達し、黨派別にすれば保守黨二十九名、労働黨十一名、國家主義自由黨四名、自由黨三名、國家主義労働黨一名、その他七名となつてをり、殆んど舉國一致の體様を整へたのである。

なほ、新内閣における有力關係を列記すれば次の通りである。

戰時内閣の概

首相兼國防相 チャーチル(保守黨領袖)
首相兼國防相 チェンバレン(保守黨員)
國務卿 アットリー(労働黨員)
外相 ハリファックス卿(保守黨領袖)

軍部三相

無任所相 グリニンウッド(労働黨副黨首)
海相 アレクサンダー(労働黨系消費組合代表)
陸相 イーデン(保守黨)
空相 シンクレア(自由黨員)

その他の閣外相

大法官 サイモン卿(國家主義自由黨員)
殖民相 ロイド卿(保守黨)
蔵相 ウッド(保守黨)
内相兼治安相 アンダーソン(保守黨)
商相 ダンカン(保守黨)
軍需相 モリソン(労働黨)
情報相 ダフ・クーパー(保守黨)
印度ビルマ相 エイムリー(保守黨)
保健相 マクドナルド(國家主義労働黨員)
労働相 ベジン(労働黨系各種労働組合代表)
食糧相 ウールトン卿(保守黨)
自治領相 コーディゴット卿(保守黨)
スコットランド相 ブラウン(國家主義自由黨)
石油相 ジョッフリー・ロイド(保守黨)

飛行機製造相 ビーヴァブルック卿(保守黨系)

文相 ラムスボローサム(保守黨)

經濟戰爭相 ドールトン(労働黨)

海運相 クロックス(保守黨)

農相 ハドソン(保守黨)

礦務相 グレンフェル(労働黨)

商務次官 グイルム・ロイドジョージ(ロイドジョージ派自由黨)

◇新内閣における各派の立場

新内閣においては、概して、直接戦争遂行に關係のある各省を、チャーチル首相初めダフ・クーパー情報相等の保守黨反幹部派及び労働黨、自由黨等、とりわけ對獨強硬派と見なされてきた人々の掌中に收め、以て戦争遂行の決意を非常に強化したことが見受けられる。しかしながら一方において、戦争關係以外の重要省は悉く、チェンバレン一派の保守黨幹部派に掌握されたわけで、依然としてチェンバレン一派の實力はチャーチル首相としても決して無視できなかった。

なほ新内閣は、従來野にあつた人々を極力政府内部に入

れ、名實共に舉國一致の體制を整へるやうつとめた跡は、窺れるが、その反面において、スキャンレー前首相、スタップ前首相、ホア・ベリー・シヤ元陸相等、有能な人々の入閣を見なかつたことは注目されてゐる。

また、保守黨内の有力領袖たるホア・前空相をスペイン大使に特別任用したことは、英國政府として、地中海の風雲が刻々に險惡となつてゐる折柄、對スペイン工作を特に重視してゐる現はれに外ならなかつたのである。

＜緊急國防全權法の成立＞

かくして陣容を整へ直した英國政府は、五月十九日の緊急閣議において、物資總動員計畫の一端として軍需工業の國家管理を斷行するに決定し、ついで二十二日、アットリー國體尙書は政府を代表して下院に臨み、時局重大に鑑み緊急國防全權法案の兩院即時通過を求め

今や全國の人的ならびに物的資源を總動員して困難に對處すべき時と信ずる。必要の場合、貧富を問はず、使用者と労働者を別たす、男女齊しく政府の完全なる統制下に立たしめ得るやうにしなければならない。政府が求めるのはかかる全權の委任

である。
と力説した。

この全權法案は一九三九年の國防全權法による皇帝の執行權を擴大するもので、勅令により公安、國防、秩序の維持、或ひは戰爭完遂の能率維持及び國民生活に必要な物資等に勞役の確保を期する目的を以て、國民の人的ならびに物的資源を皇帝の自由裁量に一任せんとするものであつた。

因みに、一九三九年の國防全權法とは、去年の八月二十三日、獨ソ不可侵條約が調印され獨波間の情勢惡化に對應し、翌二十四日、即日成立を見たもので、その主要條項は次の通りである。

一、皇帝は勅令を以て公共安全の維持、國土の防衛、公共秩序のため、また、英國が參戰の場合、その戰爭目的の有効なる遂行ならびに社會生活に必要なる物資の供給及び諸事業遂行のため、必要と思惟する法令を發布することを得
一、必要の際には財産及び企業の徵用乃至は統制を行ふことを得

一、必要の際には家宅搜索ならびに法令の修正及び效力停止の權限を認む

一、英帝國內外にある凡ての英國船舶ならびに航空機に對し本法の規定を適用す

一、本法の規定は、勅令により殖民地及び保護領に擴張適用することを得

一、本法規定に違反したるものに對しては、逮捕權ならびに處罰を行ふことを得

一、本法の有効期間は一年とす、但し議會の要請により、期限の延長若しくは廢棄することを得

以上のやうな要旨の全權法が成立してゐたのであるが、これの實際運用は未だ餘り行はれてをらず、戰時措置としての種々の統制政策も専ら官民混合による委員會の實際的措置に待つといふ行き方であつたのである。

＜緊急國防全權法の内容＞

かくて、緊急國防全權法案は、五月二十二日政府より提出された當日、上下兩院を通過し、皇帝の御裁可を経て直ちに發動するに至つたが、その要旨は次の通りである。

一、一九三九年の國防全權法の效力を一九四一年八月まで延期

する

一、國家安全の確保、國土の防衛、治安の維持、效果的な戰爭の遂行、社會生活に必要な物資または勞力維持を目的とし、各個人その勞力ならびに財産を勅令によつて處理する權限を皇帝に委任する

一、政府に對し、戰爭開始後議會を通過した法律を改正する權限を附與する

即ち緊急國防全權法による政府の産業統制は極めて徹底的なものであり、工場労働者の軍需工業への強制的轉業は云ふまでもなく、必要に應じてそれら労働者の農業及び鑛業への轉業も強制され、政府はかくの如き勞働力の一地方から一地方への移動に必要な一切の經費支辨の準備を行ひ、また雇傭者側と労働組合との現行協定は依然として繼續されるが、時間外労働その他の労働協約は全般的に緩和されることがなつた。これに關聯し、労働黨出身のモリソン軍需相は、直ちに國立及び民間の全軍需工場に對し一週七日間、一日二十四時間作業を行ふべき旨の命令を發した。なほ、農業部門も、作物の強制的播種から徵發及び配給に至る廣汎な範圍に互つて統制されることとなつた。

一方、資本乃至財産の統制は、さしあたり純個人的性質の私有財産には一切干渉しないこととなつてゐるが、銀行の統制が強制されると共に、政府は必要とあれば自家用自動車とか、家具附の家屋敷とか、株券などを、一片の通告により徴發できることとなつた。

また銀行の統制中には、戦争の完遂に何らの價值もない、或ひは有害とさへ思惟される投機的企業に對する融資等の禁止も含まれてゐる。

なほ、今度の全權法中には、一定地域の住民の強制的立退を命ずる權限も附與されてゐるのである。

◇全權法發動さる

これにより、英國政府は戦争完遂の目的の下に、人的ならびに物的資源を全權的に動員する體制を整へ、次いで左記のやうな應急措置が即時執られるに至つた。

- 一、労働黨から戦時内閣の閣内大臣となつたグリーンウッド無任所相を議長とし、軍需關係の各代表者及び資家側労働組合の各代表を以て生産評議會を新設する
- 一、労働力の需給を調停する目的の下に労働力供給委員會

を新設し、各種労働組合を代表して戦時内閣の閣内大臣となつたベイン労働相は、労働組合ならびに雇傭者團體と緊密な協同動作をとる

- 一、軍需工場之管理
- 一、政府契約中の公正賃銀條項の修正
- 一、軍需局の新設

一、戦時利得を認めぬ方針で、十割の戦時利得税法を設けるかくして、英國は一夜の裡に傳統の自由主義から國家社會主義體制へ移行したとさへ評されるやうに、全權法の發動により名實共に戦時總動員の體勢を整へたのであるが、如何に危急存亡の危機に直面するといへ、少くとも國內經濟の基調としてきた自由主義を（たとへば彼等はそれを一時的のものとしてゐるにせよ）これを抛棄して徹底した國家社會主義的な體制を採用した事實は、彼等英國の朝野が國家的危機を自覺し、舉げて戦争遂行の非常な決意を表示したものに外ならない。即ち、自由主義國家たる英國が、今次の全權法發動によつて示した對戦時意識は、吾々のそれと對比して、種々な示唆を與へられることなしとしない。

學校給食の實際



文 部 省

はしがき

次代の國家を擔ふべき皇國民の養成の場たる學校においては、學生生徒兒童の發育、健康のことが、教育の内容として常に重視されなければならぬのは言ふまでもない。

しかし、在學青少年の發育に於ても、また健康にしてもその基礎をなすものは、實に食物を通しての營養である。それ故、日常の食物に留意し、常に適當な營養をとらせることは、發育、健康の根柢を培ふ所以であつて、特に發育期にある在學青少年にとつては、必要缺くべからざることである。

現在學校においては、在學青少年

の營養を適切にする方法としては、學校における衛生營養の施設の一つとして學校給食が實施されてゐる。

この學校給食といふものは、兒童生徒のうち、主として營養に缺陷のある者を對象として、その營養の改善を圖るため、學校において營養給食を行ふ教育的施設をいふのである。しかし、學校給食の實施に當つては、單に營養不良な者の營養改善を圖るだけでなく、給食を中心として食事に関する指導即ち食事訓練が行はなくてはならない。學校給食が單に營養不良な者の營養改善だけに終始し、そこに食事訓練が行はれないならば、それは眞の教育的施設といふことはできない。

小學兒童の榮養狀況

小學校兒童の榮養狀況は、どんな狀況にあるかといふに、昭和十二年度の學校身體検査の成績によると、榮養不良な者は兒童百人中五・二人であつて、全國約千二百萬人の兒童のうちには、約六十萬人の榮養に缺陷ある兒童がゐるものと考へられる。これ等の兒童のすべては、何等かの形で在學中に榮養改善を圖らねばならないのである。

學校教育において、このやうな榮養に缺陷ある兒童をそのまゝにしておくことは、兒童そのものの發育健康の上からは勿論、在學者の體位向上の立場からも、また教育の本質からも到底許されないことである。

學校給食の歴史

皇眞に國民の基礎的鍊成の實を擧げるためには、先づ以て兒童の榮養の適正を期さねばならない。そして、かゝる要求を満たすためには、學校給食の實施が極めて必要である。

わが國の學校給食の起源は、遠く明治時代に始まり、山形、廣島、靜岡、岩手の諸縣において、極めて少數の兒童に對し學校給食が行はれた記録がある。しかしこれ等の多くは篤志家の一時的事業として行はれたに過ぎない。その後、大正の末期頃までは、全國を通じて學校給食の實施されるものは十數ヶ所に過ぎなかつたが、學校衛生の發達に伴ひ、學校給食を實施するものも次第に増加

し、昭和年代に入ると、學校給食の必要性は、兒童の保健の見地から各方面で力説されるやうになり、文部省のこの種の施設に對する獎勵と相俟つて、地方的に學校給食を實施するものはますます増加の傾向を示し、昭和四年には學校給食を實施した學校は二百四校、給食に要した經費は二萬九千餘圓に達し、漸次この施設は普及發達の傾向にあつたのである。

かゝる氣運にあつた際、たゞ昭和六、七年における經濟界の不況は、農山漁村、中小商工業者をして疲弊窮迫の極に達せしめ、その結果は學齡兒童中にも、學校において素食を缺き、或ひは著るしく粗惡の食事をとるものが増加し、ために兒童

となつた。

學校給食の方針

學校給食の實施に當つては、まづその方針を定めることが必要である。以下、その主なものについて述べてみよう。

(一) 合理的の榮養食を攝取させることに重點をおくこと

發育期にある小學校兒童に對する榮養は、成人の場合とその趣を異にするものであつて、成人の場合には、その榮養は主として健康の保持、活動の力源として作用するものであるが、兒童の場合には、健康の保持、活動の力源としての外に、成長發育の生物學的要素として作用するものである。それ故、兒童を對象として、學校給食の實施を獎勵すること

の健康狀態は不良となり、延いては就學の困難をも招くもの多く、教育上は勿論社會問題として、また國民の保健問題として寸時も默視することのできない情勢にあつた。しかしてその對策として各方面から學校給食の實施の緊要なることが主張され、また政府でもその必要を認め、時局匡救對策の一つとして多額の國費を支出し、全國の小學校において學校給食を實施させ、兒童の就學獎勵と榮養改善とを圖らせることとし、昭和七年九月文部省訓令第十八號を以て「學校給食臨時施設方法」を制定し、こゝにわが國における學校給食施設が始めて國家的の事業として施設されるやうになつたのである。

て給食を行ふに當つては、成長發育健康の保持、活動の力源に必要な栄養の量と質とを考慮し、發育期にある兒童の營養として合理的な食物を攝取させることに力を注がねばならない。

(二) 食事を中心とする訓育を重視すること

前にも述べたやうに、學校給食は單なる營養改善だけに終つてはならないのであつて、食事を中心として各種の訓練が行はなければならない。生活指導としての食事訓練、食事の作法、偏食の矯正、共同作業の訓練等に、十分意を用ひ、食事に關する良習慣を養成すべきである。

(三) 營養に關する知識を與へること



學科として營養に關する知識を修得させるよりも、毎日／＼の食事に

果的であり、また知識の修得と平行して偏食の矯正上にもよき効果を齎すものである。

(四) 各教科との關聯を持たせ、學校給食の教育的効果を擧げること

各教科特に家事科、理科等の實習、即ち教科の演習として、學校給食は極めて實際的であり、眞の實習の効果を擧げ得るものであるから、各教科と關聯をもたせて實施すべきである。

(五) 家庭における營養改善を圖ること

學校給食が單に學校内における一つの教育的施設だけに止まるのであれば、眞に兒童の營養を改善し、その體位を向上し、所期の目的を達

成することが困難であるのみならず、生活指導としての食事訓練にしても、その効果を期待することは容易ではない。それ故に、學校給食を通して、直接間接に家庭における營養の改善をも圖らねばならないのである。獨り學校給食だけでなく、學校教育のことは家庭の協力なしには十分なる効果を期待し得ないものである。

學校給食の實施方法

學校給食の實施に當つては、給食兒童の選定、給食の設備、獻立の作製、給食の方法、給食の組織、食事の訓練、健康調査等を如何にすべきかを十分研究しなければならな

(一) 先づ給食兒童の選定である

が、學校給食を行ふ學校の外は、給食すべき兒童を選定せねばならない。給食兒童としては、次に該當する者が選ばねばならない。

- (1) 營養不良な者
- (2) 身體虛弱な者
- (3) 偏食の習癖のある者
- (4) その他給食を必要とする者

この選定の方法は、學校身體検査による營養「要注意者」、著しく體重胸圍の不足した者、營養者及び受持教員の日常の觀察により身體虛弱と認められる者などを豫め選出し、次いで學校醫の精細な身體検査を経て學校長が決定する。

(二) 給食の設備としては、調理場、食堂、炊事器具、食器等が、給

食の規模並びに給食方法に應じてそれぞれ設備さるべきである。しかし食堂は、多く家事室、作法室、裁縫室、普通教室等がこれに當てられ、専用の食堂を設けることは望ましいことではあるが、經費の關係上實際問題としては困難である。給食の設備をする場合には、特に左の事項に留意しなければならぬ。

- (1) 洗濯装置、消毒装置、貯藏装置等の設備を完全にする
- (2) 炊事道具、食器は消毒に便して、破損し易くないものにする
- (3) 調理場、食堂には防蠅の設備を完全にする
- (三) 獻立の作製はその如何によつては、學校給食の效果に大きな影

養を及ぼすから、特に慎重な考慮を拂はねばならない。學校給食の對象が發育期にある児童であり、特に栄養に缺陷のある児童であるから、この點に特に意を用ひ、且つ所要熱量を十分にとることが肝要である。しかして獻立の作製に當つて注意すべきことは次の通りである。

- (1) 蛋白質、脂肪及び含水炭素の配合を適當にすること
- (2) 無機鹽類及びビタミンの不足を來さないやうに注意すること
- (3) 熱量は、少くとも一日の所要熱量の三分の一以上とすること
- (4) 偏食に陥らぬやうに注意すること
- (5) 地方的食品を巧みに利用すること

- (6) 季節に應じた獻立を作ること
- (7) 児童の嗜好を尊重すること
- (四) 給食の組織であるが、學校給食の實施を圓滑にし、給食の效



果をより大ならしめるためには、一定の組織を設け、事務を分擔させることが必要である。現に學校給食を

實施してゐる學校では、それ／＼適當な教員をして各自の係を分擔させ、更に小使、女生徒、母の會、女子青年團等の援助を得て、學校給食の實際方面の圓滑を期してゐるものが多い。

(五) 食事の訓練であるが、これは生活訓練の一つの重要事項として實施すべきもので、實踐的に、普遍的に、實際的に、しかも永續的に行はれるところに、始めて訓練としての効果が期待される。かゝる食事訓練の目的を達成するためには、學校給食の實施こそ最も効果的な施設である。

食事訓練のさまざま

學校給食を中心として、行はるべき

き食事に關する訓練事項は極めて多いが、その主なものは次の通りである。

- (1) 手の清潔
- (2) 食器の清潔、整頓
- (3) 咀嚼を十分にすること
- (4) 偏食の矯正
- (5) 食事の作法
- (6) 姿勢を正しくすること
- (7) 食事の態度
- (8) 食物に對する感謝

食事の前には、必ず手を洗ひ、爪の延びてゐる者は短くつませる。このことは學校ばかりでなく、家庭でも實行するやう指導すること。

食器の清潔整頓は、特に女子にとつては將來家庭の主婦たるの教養として必要な生活訓練である。それ故

高學年の児童には、できるだけ調理、配給、跡始末などを手傳はせることが望ましい。

食物の營養分をよく消化吸収する前提として咀嚼のことが、十分訓練されるべきである。學校給食の實施の効果も、またこの咀嚼の如何によるものと云へるのである。

偏食は營養の缺陷を招く主な原因であつて、偏食による營養不良の児童は少くない。特に都市においてその傾向が濃厚である。偏食は多くはその食物の色、形、香などによつて、自然にその食物を嫌ふやうになるものであるから、この點に特に注意し、その形、色等を児童の嗜好に適應するやうに工夫を凝らすと共に、嫌ひなものでも残さず食べるやう指導すべ

きである。家庭においては嫌ひで食べなかつたものでも、學校では自然と食べるやうになるもので、家庭においては矯正できなかつた偏食児童も、學校給食によつて矯正された例は極めて多い。

次に、食事の作法、態度であるが、食事に際しては、靜肅に、落ち着いた、行儀よく、いはゆる品良く食べねばならない。食べながらあたりを見廻したり、食器を落したり、物をこぼしたりすることは不行儀であつて注意すべき事柄である。かゝる事柄は、子供の時に十分訓練として訓練されねばならない。食事のつき方、立ち方等、あらゆる動作が食事に關聯して作法として適切な指導が加へられねばならない。

勤皇志士と薩長同盟

二千六百年史抄 (六)

菊池寛

勤皇志士と薩長同盟

明治維新に活躍した勤皇の志士の中でも、その忠誠や志操が、何等報いられずして、中途で斃れた人が、何と多いことであらう。吉田松陰、久坂玄瑞、田中河内介、真木和泉、梅田雲浜、頼三樹三郎、有馬新七、松本奎堂、河上彌市、吉田稔麿、藤田小四郎、武田伊賀、入江九一、坂本龍馬、中岡慎太郎、その他無数である。これらの人々は、生き延びてゐたならば、その人物に於て、その功業に於て、伯爵や侯爵を授けられた維新の功臣達と、何の遜色もなかつたであらう。殊に、これ等の人の中でも、藩論に背いて行動した人や、徒手空拳で奮起した人や、神官や處士などで大事のために奔走した人達は、何の政略味もない純忠至誠の人々で、その悲壯な最期に對して、最大の敬意を表せざるを得ないのである。五十有餘歳の高齡で、いはゆる天誅

組に参加し、戦敗れて刑死した國學者仲林光平などの日記を見ると、その歌々たる忠誠が、殆んど報いられてゐないやうな氣がして、氣の毒に堪へないのである。

しかし、これらの人々こそ、眞に明治維新の大業の礎石となつた人々で、明治、大正、昭和と三代の恩澤に恵まれてゐる我々が、決して忘れてはならない人々だらうと思ふ。かういふ人達に比べれば、尊皇討幕の大義名分が、全國を風靡した後、各藩の方針も定まり、それに依つて行動した人達などは、仕事も樂であり、一身の榮達も思ひのまゝ、だつたのだから、功臣であると同時に成功者であつたわけだ。

明治維新の初期を彩つた、各地の討幕反幕の行動を擧げると、井伊直弼の首を擧げた櫻田事件、閑老安藤對馬を要脅して傷けた坂下門事件、薩藩内部の同志討であるが、京都に、武裝蜂起を企てた伏見寺田屋事件、中山忠光の大和義舉、澤宜嘉、平野國臣らの生野義舉、そして元治元年の禁門戦争（蛤御門の變）などがある。

これらのアンチ幕府運動の結果、果して彼等の期待したやうに幕府の勢力は地を拂つたであらうか。成程、歴史の歩みは寸時もその歩調をかへず、その根本に於ては幕府の聲威は日々に衰勢を見せてゐるが、表面に現はれたこれらの事件の結果は、必ずしも勤皇運動の伸張を意味するものではなかつた。

元治元年の禁門戦争の結果は、いよゝこの反動的な時勢の動きを、露骨に示してゐる。凡そ

無分別な長州勢の禁裡に對する發砲は、今まで勤皇運動の總本山とも云ふべき長州藩に對して、ハッキリと朝敵の烙印を押した。勤皇側の公卿の參朝停止、これは有名な七卿落ちとなつて、慘憺たる急進派の敗北である。

京都の市中は、今や勤皇の志士は全く屏息して、所司代の役人や、會津桑名藩の藩士、さては新選組の浪士たちが、肩で風をきつて、闊歩してゐる。

更に、幕府は朝廷に請うて、長州征伐の師を起し、藩主毛利父子を謹慎させ、その封土から十萬石を削らうとしてゐる。

これらのことを大觀すると、明らかに幕府勢力の復活といふことが云へると思ふ。尊皇攘夷の代りに、今や公武合體といふスローガンが尤もらしく振るまはされ、幕府は朝廷を擁して、天下の諸侯に昔日の威を以て臨まうとしてゐる。明らかに、頽勢挽回である。

これは一體どうしたのであらう。これでは今まで夥しく流された勤皇志士の犠牲の血は、全く無駄ではなからうか。

各藩の志士の中の頭のよい者は、かう云つて反省して、今までのやり方の失敗に漸次氣がつく者が出てきた。

櫻田事件、寺田屋事件、大和、生野義舉、蛤御門の變、水戸天狗黨の擾亂——かう並べて考へてみると、それらの討幕テロの企てには、共通した誤りがあった。

つまり、彼等は有志として蜂起し、擾亂を企てただけで、その背後に、少くともその成功を確

信させるだけの實力を持たなかつたことである。自分たち同志だけで、先づ事を起せば、天下は自然に動いて、討幕が出来ると、簡単に考へてゐたことである。やせてもかれても、幕府はそんなに脆く崩壊しはしない。

この誤りを再びくり返さず、討幕の大理想を實現する方法は、たつた一つしかないのである。それは、もつと實力ある者が一致して、幕府に當ることである。バラ／＼ではダメなのである。

つまり志を同じくする雄藩が、今までの種々の行きがかりを水に流して、この際大同團結し、一同盟を結ぶことである。もつと簡単に云ふならば、薩藩と長藩の同盟である。

なるほど、今や薩長は仇敵の間柄と云つてもよい。長州兵の精銳は、蛤御門の戦ひで、薩摩軍の銃火にかゝつて、澤山死んでゐる。薩奸會賊と云ふのは、當時の志士の標語であつて、薩摩は會津と同じく、佐幕の張本人と目され、その評判のわるいこと甚だしい。

薩藩はしかし、果して佐幕であらうか。斷じて否だ。たゞ長州や勤皇急進論者のやうに、過激でなかつただけだ。その耿々たる勤皇精神に於ては、一步も譲るものではなかつたのである。目的は同じであるが、その手段に於て、異つてゐただけなのである。それから封建の世だけに、藩と藩との間の對立嫉妬もある。彼等は一藩を以て一國とし、互ひに對峙してゐたのである。

しかし、大體のコースとして、薩摩と長州とは、それ程深刻に憎み合はなければならぬ理由はないのだ。西國の雄鎮として、共に率先して勤皇の大義を唱へた兩藩の先覺者の間に、それほど深刻な敵愾心があるとは思へない。話せば分るのである。

こゝ四五五年の間の不幸な行きがかりを捨ててしまへば、兩藩の妥協は可能だし、提携も出来る。

たゞ、薩摩でも長州でも、かう氣づいてゐたが、責任ある當局者は、自分で先に言ひ出すわけにはゆかないのだ。

この時、兩藩の間に橋渡しをして、その提携の糸口を開いてやつたのが、土佐勤皇黨の俊英、坂本龍馬と中岡慎太郎であつた。

慶應元年五月六日、馬關へ長藩の巨頭桂小五郎（木戸孝允）を引っぱり出し、薩摩藩の代表、西郷隆盛に會はした。

そして、薩長が互ひに肚の探り合ひをして、なか／＼木戸、西郷の會見がまとまらないと、彼はかう云つて怒鳴つた。

「何がわが藩の面目、體面、名譽だ。もういゝ加減にしないか。あんた等は、まだ封建制度の幽霊を背負つてゐるか。此の大きな日本を何故忘れてゐるか。同じ日本の土地の上に、位牌知行を立て合ひ、わが藩、わが主人と、區別を立てて何になる。西郷も桂も、これ程馬鹿とは思つてゐなかつたよ。」

さう言つて、西郷に直談判をして、この薩長秘密攻守同盟を締結させたのである。慶應二年一月二十一日のことである。

しかも此の秘密同盟は、七十七萬石と三十六萬石の大藩が、漫然と一緒になつたのではない。

この兩藩を代表するに足る、西郷と木戸が、腹心を披露しあつて、討幕の役割を分擔することを決めたのだ。

その他に、土佐藩、越前藩、宇和島藩等の各藩も、これを機に一つに固まらうとしてゐる。

坂本龍馬を仲介とする、西郷吉之助、桂小五郎兩人の暗れやかな握手は、正に維新天業の出發點といつてよい。皇政復古運動の進展は、こゝに一段と拍車をかけられたのである。

明治維新と國體觀念

慶應三年十二月九日、明治天皇小御所に出御、諸卿諸侯を召見し給ひて、皇政復古のことを諭告し給うた。こゝに於て、明治維新のことは、一まづ形の上では成つたのである。

この復古の大號令に先立つこと二ヶ月、徳川慶喜は土佐の山内容堂の建白により、十月十四日に、政權奉還の表を奉つてゐる。

薩長の攻勢はいよ／＼激しく、このまゝでは幕府の瓦解は免れ難き情勢となつた。この時慶喜將軍は土佐派の公武合體、公議政治論を採つて、大政奉還と先手に出たのである。これでは如何に幕府打倒といきり立つてゐる薩長と雖も文句がつけられないのである。

しかし、薩長派の西郷、大久保、木戸たちは、たゞに大政奉還だけでは、ダメだと達觀した。二百有餘年の舊習に汚染した人心を振起すためにも、幕府にはどうしても武力を以て一撃を加

へ、天下の人心を一新しなければ、新時代は来ないと見てとつたのだ。

板垣退助などは「馬上でとつた徳川の天下だから、馬上でなければ奪れぬ」と痛言してゐた程である。

そして彼等は、さまざまの挑発的行動をとつて、幕府側を怒らせようとした。江戸薩摩邸の焼打などそれだ。こゝに於て、衰へたりと雖も、幕府は依然として幕府だ。大阪に退いて謹慎してゐる慶喜をめぐつて、幕臣の激昂は渦をまき、伏見鳥羽の一戦となつて爆發、こゝに一ヶ年餘に亘る戊辰戦争の幕は切つて落されたわけである。

この薩長主戦派のやり方は、十分に理由はあつたけれど、しかし考へてみれば、ずる分危険な權道だつたとも云へよう。

若し慶喜が本當に肚を据えて、佐幕派の各藩士を集めて、反薩長の旗幟を掲げて起つたならばどうであつたであらうか。

當時フランスは、ナポレオン三世の命を承けた公使ロセスが、積極的に幕府援助に乗り出してゐるのである。金も六百萬弗貸さう。軍事顧問も派遣すると言つたハリ切り方である。

だから慶喜が、突如として大政奉還の舉に出ると、公使ロセスはすっかり呆れ、また驚いてしまつた。

「三百年も天下太平を齎した徳川家が、兵戈も交へずして、こんなに簡単に政權をなげ出すとは、不思議千萬である。歐羅巴には、こんなバカ／＼しい政變は嘗てない。」と、福澤諭吉に語つた

と云ふ。

が、慶喜は、フランスの援助を拒絶したし、血氣に遑る旗本の將士を慰撫し、あくまでも絶対無抵抗主義をとつて、慶應四年（明治元年）四月十一日には、本據江戸城をも官軍に引渡し、郷國水戸に退いて、弘道館の一室に退隱してゐるのである。

慶喜は烈公齊昭の子で、水戸學の精神で、幼時から育て上げられてきた人だ。皇政復古は皇國本來の姿で、これは歴史の必然だと観してゐたのだ。薩長の専恣は、固より好むところではなかつたが、わが皇室が中心となつて、これからの日本は世界に乗り出してゆかねばならぬと信じてゐたことは、決して勤皇の有志と違ふものではなかつた。たゞ將軍といふ立場が、今まで歴史を逆行させる役目を擔はせてゐたのである。水戸に退いて、はじめて、慶喜は、日本人としての自分と、そしてその立場を得て、靜かに時勢を眺め得るに至つたといへよう。

攻められる慶喜に此の感懷があつたとすれば、攻める薩長側にも、稱揚さるべき佳行があつた。

フランスが幕府に力を貸したのと同じやり方で、英國の薩長援助は公然の祕密であつた。英國公使パークスは、機會ある毎に、薩摩に説いて、幕府及びその背後にあるフランスを打倒すべくすゝめ、その爲めにはどんな援助でもするからと、もちかけてゐる。

これに對して、薩長の領袖、西郷吉之助は何と答へてゐるか。

「戦争のことはとに角、日本の政體變革のことは、われ／＼日本人だけで考へるべき問題であ

る。外國の援助を受けるは面目ない。」とキツバリと斷つてゐるのである。

慶喜といひ、西郷といひ、わが國體といふ點にいたつて、その兩極端の立場にも拘はらず、期せずして一致したわけである。外國をある程度まで利用しようと思へたであらうが、その國政干渉は一步たりとも許さなかつたし、近づけもしなかつた。そこに維新史を流れる、日本人獨特の力強い信念の流れを見るのである。以夷制夷など、所詮、日本人には出來ない藝當なのであらう。

あれほどに激湍渦を捲いた、維新の政治史に於て、われ／＼は此の日本歴史に特有な美談佳話を探さうとするならば、他にもいくつも擧げられるだらう。

伏見鳥羽の戦争がまさに一觸即發といふ時、大阪城に在る慶喜のもとへ、岩倉卿から一使者が遣はされた。孝明天皇御一年忌に際し、慶喜に對して献金のことを申出たのである。恐懼した慶喜は、勘定奉行に命じて、直ちに五萬兩を朝廷に奉つてゐるのである。想へ、京都は今や薩長の精兵によつて充滿し、幕兵一掃といきり立つてゐる時である。大阪城は、江戸から上つた竹中陸軍奉行の大軍によつて守られ、京都に對して、一戦に及ばんと、陣容を整へてゐる最中である。これらの物々しい空氣の中にあつて、大阪城と京都御所を結んで、一脈清冽の氣の相連つてゐるのを見る、われ／＼日本人は如何に幸福であらうか。

伏見鳥羽の一戦に朝敵の汚名を着た、徳川慶喜に對する處断は、當時諸説紛々で、初めの中は死刑論が壓倒的に多かつた。薩長の諸將は慶喜を憎むこと甚だしく、せひこれを誅戮して、刑

典を正さねばならぬと主張する者が多かつたのである。

この時に於て、明治天皇は三條實美を召されて、徳川家の舊勳を失はざるやうに處置せよ、との有難き宸翰を賜うてゐる。

これらの聖恩が、たゞに徳川氏をしてその家祀を全うせしめればかりでなく、明治維新の大業をして容易に成就せしめた所以なのである。

戊辰奥羽諸藩の處断に於ても、詔して今日の亂は九百年來の弊習の結果であると、大いに藩主等の罪を恕し、今後親しく教化を國內に布き、徳威を海外に輝かさんことを欲する旨を、告げたまふた。恐懼の限りである。

この洪大無邊の聖恩があつたればこそ、維新の戦亂も容易に鎮定されたのである。慶喜、西郷などの立派な國體觀などもさることながら、一たび、明治天皇の御洪大なる大御心に思ひ及ぶ時、明治維新史の花を観る心持がするのである。

東洋一のトヨタ自動車工場の大量生産力愈々擴充されて經濟・強力・頑丈なトヨタトラック及バスは興亞日本の力となつて活躍して居ります。



露光量違いにより重複撮影

◆日本諸學振興委員會研究報告—第六篇
—(教學局編)本編には

日本美術の発展
藝術界に於ては
日本芸能の特殊
日本文藝研究の
音樂學より見た
日本形制史の海
神社建築と日本
岩窟の建築精神
日本の水滸畫
その他美術・音
關於の研究報告
合せて三十三
篇（第三二八頁）

兒島喜久雄
折田常良
飯田清次
九尾野三郎
堀田亨三
藤原喜松
坂口隆己
建築等藝術學
協会の研究報
告合せて三十三
篇が收められて
ゐる（第三二八
頁）

同・第七章 法華・木簡には
ゐる

今までの法律、これからの法律
日本國有法と近代刑法の思想
最近日本憲法の二つの理想
日本政治の性格
行政法理論に於ける全體個人
國際刑法の現時地位
民法に於ける母地の地位
民法判決の基本觀念
我が國有法と通關關係
我國近世に於ける親子關係
法及び民法とその他の教育
外國研究の意義

その他計三十一篇が收められてゐる

右兩書とも各冊定價五十錢 送料九錢 發行内閣印刷局

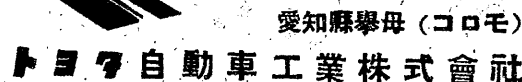
◆航空少年讀本（西原勝著） 本書は、標題の

示す如く、わが日本少年に活きた航空知識を習得させるためのものであるが、著者はこれを敘述するに、今日實際に飛行機のごとに携はつてゐる人々が、子供の時代に抱いた飛行機に対する疑問のやうなことを基礎として、子供の飛行機に対する科學的の知識をも、恐ろけはかうであらうと考へて、そこから自然に問を出し、答を示しつつ書き上げてゐる。航空機の歴史、航空の歴史、飛行機の構造、飛行機の原動力、軍用機並びに民間機の種類と特性、操縦と航空、大氣の解明、飛行機の活耀とその使用等多數の内容を、豊富なる寫眞や圖解を以て懇切に解説してある。小學校六年以上の科學讀物として好適である。四六判二二三頁 定價一圓 送料四錢 發行東京神田區神保町二二三頁 振替東京二四八四號

○オヒサマトオウキサマ 幼兒讀物本 (武井武雄) 繪は武井武雄、初山滋、瀧田栗吉、木俣武、吉澤謙三、福原英夫、川口四郎、佐藤今朝治の八氏の手に成つてゐる。先づオヒサマとオウキサマに對してヒルとヨルといふ自然現象を象徴的な繪を以て表し、續いて太陽と川から受ける人類或ひは一般生物の恩澤を、子供の生活や科學の興味にあはせて描き説明を加へた上、子供をして自然に對する感恩の念を喚起せしめざる反面、自然を友とする子供の健康を強調してゐる。入學前後の子供に適當である。(四六判三〇頁 定價四〇錢 送料六錢 發行東京市神田區神保町四四號本に成堂 振替東京一〇三二〇〇通)

昭和十五年六月五日印刷發行 編輯部 內閣情報部 東京市麹町區元永田町 內閣總理大臣官舎内 印刷部 東京市麹町區大手町	週報	定價 一部 （外國郵便に依る場合は） （送附に依る場合は） ▲陸海空各軍希望の方は部五錢 外國郵便に依る場合は十錢の郵金を以て前金を送へ御申下し下さい ▲特大號の場合は其の都度郵拂及金より差額を申ささせて頂きます	價	申込所 內閣印刷局發行課 電話九ノ内二五三九一 振替東京一九〇〇番 全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市麹町區神保町二〇番 振替東京三九三〇〇番 各書店・驛賣店	御注意 ▲本誌より轉載の場合は必ず「週報第何號より轉載」の旨を明記し、且つ右轉載條を内閣情報部編輯部に送付郵送付下さい ▲本誌記事の全部轉載は御断り致します ▲御意見も週報情報部に知らせて下さい ▲改裝を告げ送りの場合日毎改裝一部を種々本誌へ廣告費希望の内閣印刷局へ	御注意	意
---	-----------	---	----------	--	--	------------	----------

東洋一のトヨタ自動車工場の大量生産力愈々拡充されて経済・強力・頑丈なトヨタトラック及バスは興亜日本の力となつて活躍して居ります。



示す如く、我が日本少年に於きて航空知識を得ざせるためのもので、著者としてこれを責責するに、今日實際に飛行機のことには携はつてゐる人々が、子供の時代に抱いた飛行機に対する疑問のやうなことを基礎とし、子供の飛行機に對する科學的の知識を學ぶ、恐らくはかうであらうと考へて、そこから自然に問を出し、答を示しつゝ書き上けてゐる。航空機の種類、航空の歴史、飛行機の構造、飛行機の原動力、軍用機並びに民間機の種類と特性、操縦と航空、大氣の解明、飛行機の活躍とその使用等多数の内容を四篇の寫眞と圖解を以て懇切に解説して好適である。小學校六年以上の科學讀物として好適である。(四二四頁、定價一圓、送料一圓、發行東京市神田區保田一丁目一四番、振寄東京市神田區保田一丁目一四番)

●オヒサマトオツキサマ・幼児繪本(武井武雄繪) 繪は武井武雄、初出版、瀧田製本、木俣武吉澤藤三郎、繪與英夫、川口四郎、佐藤今朝治の八氏の手に成つてゐる。先づオヒサマとオツキサマに對してヒルとヨルといふ自然現象を象徴的な繪で表し、續いて太陽と川から受ける人類或は一般生物の恩澤を、子供の生活と科學的興味にあはせて描き説明を加へた上、子供をして自然に對する感恩の念を喚起せしめる反面、自然を友とする子供の健康を強調してゐる。入學前後の子供に適當である。(四六頁、定價一圓、送料六錢、發行東京市神田區保田一丁目一四番、振寄東京一〇三二〇〇番)

●四鈴本仁成堂 振寄東京一〇三二〇〇番

昭和十五年六月五日印刷發行 編輯部 東京市豊町區生田町 内閣總理大臣官舎内 印刷部 東京市豊町區大寺町 發行所 東京市豊町區大手町	定價 一部 五錢(發行所) ▲預約者に送附留置の方は二部五錢(外口に便に依り増し共一紙増減) ▲依り増しは十錢の割合を以て前金に返す(即ち下は下) ▲特天賣の場合には其の都度郵便料を金より另納を申渡すにます	申込所 内閣印刷局發行課 電話九ノ内(三三二一)九 振替東京一九三〇番 全國各地官報販賣所 東部書籍株式會社 東京市神田區麹町一ノ三 振替東京九三九〇番	注意御 ▲本誌より轉載の場合必ず「週報新報費より轉載の旨を明記し、且つ右轉載誌を内閣情報部週報編輯部郵部に御送付す」 ▲本誌記事の無断轉載は即断致す ▲掲載記事に對する御希望やご照会に關しての御意見も送附編輯部郵部にお知らせ ▲本誌を他にお送りの方は送附第一節五厘 ▲本誌(廣告御希望の方は内閣印刷局)
---	--	--	---

露光量違いにより重複撮影

週報

號日二十月六

特別
寄稿 二千六百年史抄(完)

内閣情報部参員 菊池 寛

最近現地の治安状況
健康保険法の改正
列國に於ける建艦状況
イタリヤの動向

第一九一號 昭和十五年六月十一日 郵便物認可 (毎週一回水曜日發行)

五錢

週報

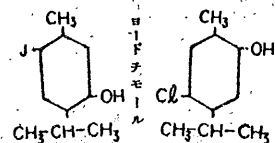
昭和十五年六月十一日 郵便物認可 (毎週一回水曜日發行)

内閣印刷局印刷發行

御記憶下さい！
ムシ歯・齒槽膿
漏の直接的豫防
法は口腔の完全
淨化以外にない
ことを……



最も進歩せる
殺菌剤の威力！
藥用クラフ齒磨に應用せるハ
大特許のうち單にクロールカ
ルツアクロール、ヨードチモ
ールだけでも無比の殺菌作用
を示し口腔の汚れや細菌を淨
化し、ムシ歯・口臭・齒槽膿
漏の原因を一掃します。



(判A5) 格規定國はさき大の書本)